

# 農場協会の支部大会のあり方

全高農理事会決定（昭和 47 年 12 月 8 日）

## 基本方針

1. 農場協会の基本方針は、自主独立の主体性を確立した組織である。この主体性は、国家における主権と同様、他の何者からも侵害されないものである。このことは、協会の 70 年の歴史がこれを物語っている。
2. 農場協会は、農業に関する全学科・全科目にわたる全・定すべての教育職員を会員として包含している団体である。
3. 農場協会支部は、会則第 19 条に基づいて、本部の指導の下に結成されたものである。全国大会の後、各支部で行う支部大会は、本部方針に則して実施するものである。（農場協会 30 年史第 216 頁）

## 具体的方針

1. 支部大会の具体的名称（題名又はタイトル）、開会式、総会、閉会式の形式は一定しその他の部分は、会場県と支部で協議の上計画立案し、本部の了解の上、全国理事会に報告して実施する。
2. 支部大会の名称（題名又はタイトル）  
「令和 5 年度第〇〇回全国高等学校農場協会〇〇支部大会」  
[説明]  
昭和 40 年代後半から全国的に管理職も会員となり、全会員が一体となって農業教育の振興に尽力するようになった。よって支部大会も、全国大会に準じて、一本化した名称とすることとなった。
3. 支部大会の主催者（主催は当該支部）  
主催は当然全国高等学校農場協会であり、全国高等学校農場協会〇〇支部（当該支部）、開催県高等学校農場協会である。それに、各都道府県農場協会である。
4. 支部大会の共催者  
公益財団法人全国学校農場協会とし、事前に共催の許可を得ること。
5. 後援  
開催県教育委員会、全国高等学校長協会農業部会、〇〇県高等学校教育研究会農業部会等

注）農業教育研究会は、今日公式名称は、〇〇県高等学校教育研究会農業部会である。したがって、農業教育研究会の名称は使用しないこと。（文部省の研究団体名簿によること。）

本文 昭和 47 年 12 月 8 日 第 57 号…顧問、参与、支部長、全国理事宛発送  
昭和 56 年 6 月 18 日 第 12 号…支部長、全国理事宛発送